

河川敷地占用許可準則の特例措置について

一 河川における社会実験 一

国土交通省河川局水政課
企画専門官 常法 直昭

1. 河川敷地占用許可準則

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとするときは、河川管理者の許可（河川法（昭和39年7月10日、法律第167号）第24条）が必要になります。

その審査に当たっての基準として「河川敷地占用許可準則」（平成11年8月5日建設省河政発第68号、建設事務次官通達、以下「準則」という。）が示されています。準則は、占用許可の手続き、占用許可の基本方針、占用主体、占用施設などを定めたものです。

占用許可の基本方針では、

「河川敷地の占用は、第6に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第7第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第8から第11までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。」「河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。」とされています。

第6に規定する占用主体については、

‘国又は地方公共団体’、‘地方公社など特別の法律に基づき設立された法人’、‘鉄道事業者’、‘水道事業者’などの公共性又は公益性を有する者が原則的な占用主体とされています。

また、占用施設については、

‘河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設’、‘公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設’、‘河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設’などに分類し、その例が示されています。

このように、準則においては、河川敷地を営業活動のために利用する目的をもって占用することは認められないとの考えとなっています。

2. 特例措置の概要（社会実験としての意義）

「都市及び地域の再生等のために利用する施設に

係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日、国河政第98号、国土交通事務次官通達）に基づき、河川管理者は、都市再生プロジェクト、地域再生計画その他これらに類する計画に係る地区内において河川局長が指定する区域について、占用主体、占用施設等に係る準則の特例（以下、「特例」という。）を社会実験として実施することができます。

これは、イベント施設やオープンカフェなどとして河川敷地を利用することにより、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として活用したいという要望などの動きに対応するもので、営業活動を行う事業者等の河川敷地利用の適正化を図るため、占用の許可を受けることができる主体及び占用施設の対象範囲を、社会実験として拡大するものです。

3. 特例措置の内容

i) 地域再生計画等の地区内

都市再生プロジェクト、地域再生計画その他これらに類する計画に係る地区内である必要があります。

ii) 河川局長の区域指定

「地域の合意」、「公平性を確保する仕組み」、「占用施設の適正な管理のための措置」の3要件に該当する区域として河川局長の指定を受けます。

① 地域の合意

河川は公共用物であり原則的な占用主体は公共性又は公益性を有する者とされていますので、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用することについて、地域の合意を十分に図る必要があります。地元市町村が、当該営業活動を含む河川敷地の利用計画案等を周知し、地域住民の意見提出の機会を与えた上で、策定する利用計画等について確認します。

② 公平性を確保する仕組み

河川敷地の利用の公平性を確保する仕組みを明らかにする必要があります。河川管理者、地方公

共同体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、営業活動を行う事業者等の選定手続きを行うなどの調整を図る仕組みについて確認します。

③ 占用施設の適正な管理のための措置

占用施設の適正な管理が将来に渡って確実に実施される必要があります。飲食店、売店、オープンカフェ等の広場、イベント施設と一体をなす工作物については、地元市町村等の公的機関が、占用許可を受け、営業活動を行う事業者等と使用契約を締結することにより当該占用施設を使用させるなどの措置を取ることが確実であるかについて確認します。

iii) 区域指定手続き

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る準則の特例措置（以下、「特例措置」という。）を実施する区域（以下、「実施区域」という。）の指定は、河川管理者が、申請区域を示す図面、実施する区域の認定に関する市町村の要望書、社会実験計画書を作成し、河川局長あて申請することによります。

なお、水辺を活用した地域づくり等のために河川敷地を営業活動に利用するものでありますので、実施区域の指定に当たっては次のような手続きフローが示されています。

まず、事前協議を行います。

（事前協議）

① 市町村等より、特例措置についての「特例措置要望」（案）を河川管理者に事前に協議

② 河川管理者は、①の「特例措置要望」（案）に関する社会実験計画（案）を作成

③ 河川管理者は、②の社会実験計画（案）をもとに地方整備局等及び河川局に対し事前に説明事前協議により3つの指定要件を確認できましたら本協議になります。

（本協議）

④ 市町村等より、特例措置についての正式の「特例措置要望」を河川管理者に提出

⑤ 河川管理者は、④の「特例措置要望」を踏まえ、「社会実験計画書」を作成

⑥ 河川管理者は、⑤の「社会実験計画書」、④の「特例措置要望」及び「申請区域を示す図面」により、地方整備局等を経由して河川局長に申請

⑦ 河川局長は、3つの指定要件に適合するか審査し、適合する場合は、申請区域を指定以上の手続きを経て、特例措置を実施することが可能となります。

iv) 社会実験計画

河川管理者が特例措置を実施するために河川局長の区域指定を受ける際に作成する「社会実験計画書」は次の様式-2の通りとされています。

様式-2

社会実験計画書

- 1 河川名
水系名 川水系(級)
河川名 川
- 2 市町村名
都道府県名
市区町村名
- 3 概要
(1) 特例措置を実施する地域の概要
(2) 特例措置を実施する河川区域の概要
(3) 社会実験の概要
- 4 要件の適用状況
(1) 治水上又は利水上の状況について
(2) 他の者の利用との調整等について
(3) 河川整備計画との調整について
(4) 土地利用状況、景観及び環境との調整について
(5) 地域の合意について
(6) 河川敷の利用の公平性を確保する観点から調整を図る仕組みについて
(7) 占用施設の適正な管理が将来に渡り確実に実施される仕組みについて
(8) その他（占用許可方針等）

v) 占用主体、占用施設等の特例

都市及び地域の再生等のために準則に追加して認められる河川敷地の占用は、一の占用主体がその事業又は活動に必要な二に掲げる占用施設について占

用許可申請した場合で、準則第8から第11までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるとされています。

一 占用主体

準則第六に掲げる占用主体のほか、二(1)②に掲げる占用施設を設置する場合については、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者等も占用の許可を受けることができます。

二 占用施設

占用の許可の目的とすることの出来る施設について、占用施設の性格に応じて新たに分類されました。

(1)①、②には、それぞれ具体的な施設名を例示していますが、これらの施設の他同様の性格を有するその他の施設についても、河川敷地の権利調整及び将来に渡る占用施設の適正な管理の担保が図られるものについては、占用を許可するものとしてされています。

(1)①次のイ及びロに掲げる施設その他の河川敷地そのものを都市及び地域の再生のために利用する施設

イ 広場

ロ イベント施設

これらは、準則第6に掲げる占用主体が占用するものとし、営業活動を行う事業者等の占用は認められていませんが、次の(2)において、この施設と一体をなす工作物として営業活動に資する工作物の設置が認められますので、営業活動を行う事業者等がこの施設を使用契約等により使用することにより、河川敷地での営業活動ができるようになります。

なお、この場合の占用主体である公的機関等は、河川敷地を直接に使用する事業者の選定について、責任を持つ立場となりますので、河川敷地の利用の公平性を確保した調整を図ることを期待されています。また、占用主体及び占用施設と一体をなす工作物の設置者はいずれも公的機関でありますので、河川占用施設が将来に渡って適正かつ確実に管理されることが期待できるとされていま

す。

②次のイからハに掲げる施設その他の都市及び地域の再生のために利用する施設

イ 日よけ

ロ 船上食事施設

ハ 突出看板

営業活動を行う事業者等が河川敷地を占有することになりますので、河川敷地の利用の公平性の観点から河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められることが許可の要件とされています。

このように、民間主体が占用主体となる場合には、河川敷地の利用調整及び将来に渡る占用施設の適正な管理の担保が課題になります。日よけ及び突出看板については、堤内側のビル、家屋等から河川に突出した建築物の一部でありますので、施設の設置者は当該建築物で営業活動を行う事業者等に限定されますが、さらに、これらの占用施設が建築物と一体的に適正に管理されるものについて占用を許可するものとされています。

また、船上食事施設については、船舶所有者がその占用主体になりますが、その営業活動が、公的占用主体等である船舶係留施設設置者による利用調整が期待できる船舶係留施設に係留して行われるもの、船舶が営業時間以外は当該河川敷地以外の場所に保管され河川管理上大きな支障のないものについて占用を許可するものとされています。

(2)(1)①及び準則第7第1項に例示される公共的な水上交通のための船着場等の占用施設については、一体をなす工作物としてそれぞれ以下に例示する工作物を設置することができます。

なお、同様の性格を有する工作物についても、以下に例示する工作物を勘案して、当該施設と一体をなす工作物と考えることができます。

○(1)①に掲げる占用施設

飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設等

○公共的な水上交通のための船着場等

切符売り場、案内所等

vi) 留意事項

特例を社会実験として実施する場合は、以下の留意事項を踏まえて行って頂く必要があります。

①まず、社会実験を必要とする地域にとっては、より魅力ある水辺空間の創造を図ることが重要になりますので、v) 二の占用施設については、河川空間であることを踏まえ、特に景観及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなくてはなりません。

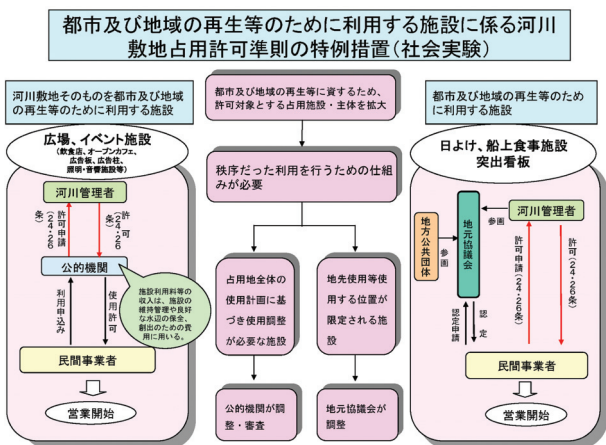
②次に、占有者等がv) 二(1)①に掲げる占用施設から施設使用料を得る場合、その収入は、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理(イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占用施設又は河川管理施設の維持管理等占有箇所を維持管理する上で必要な費用全てを含む。)及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充ててことになります。

③また、特例措置は社会実験として試行するものですので、v) 二に掲げる占用施設に係る占有の許可の期間は、準則の規定(占用施設の種類毎に10年以内又は5年以内)にかかわらず、3年以内で当該河川の状況、当該占有の態様等を考慮した適切な期間が設定されることになります。

4. 実施箇所

太田川(広島市)、道頓堀川(大阪市)において、平成16年3月に、堀川(名古屋市)において、平成17年1月に河川局長の区域指定を受け、それぞれの地域の特性を踏まえつつ様々な工夫を行いながら社会実験が進められています。

5. 河川敷地占用許可準則の一部改正について



「河川敷地占用許可準則の一部改正について」(平成17年3月28日、国河政第139号)国土交通事務次官通達により、準則の一部が改正され、準則の附則に、「(社会実験)

3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。

4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。」

と規定されました。

また、「河川敷地占用許可準則の一部改正について」(平成17年3月28日、国河政第140号)河川局長通達において「附則」に関し、

「八 附則について

社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ、地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」に該当しない占有主体、占有施設等に係る社会実験を必要と認めるときは、当職よりその旨通知するものとする。

なお、同特例措置に適合する案件については、当職が区域を指定することにより、社会実験を行うことができるので、所要の手続きを行われない。」

と、平成16年3月に示された特例以外の新たな特例に係る社会実験については、改めて、河川局長よりその旨通知するとされるとともに、既に示された特例を社会実験として行おうとするときは、河川管理者が社会実験計画を作成し河川局長の区域指定を受けるなどの所要の手続きが必要であることが改めて示されました。

以上のように、この特例措置を社会実験として行うのは河川管理者でありますので、水辺を活用した地域づくり、まちづくりにおいて、この特例措置を活用しようとするときは、関係河川管理者に事前に御相談下さい。